１　条例第３条第１０号の規定によるもの

種別	道路番号又は名称	指定する区間		指定する区域
県道	福江空港線	全区間	市街的区間を除く	道路の中心線から両側500メートル以内の地域で、これから展望できる区域
国道	３８４号	別紙図面１に表示する区間		別紙図面１に表示する区域
市道	大波止・城山線	別紙図面１に表示する区間		別紙図面１に表示する区域
〃	福江１９７号線	別紙図面１に表示する区間		別紙図面１に表示する区域

２　条例第３条第１４号の規定によるもの

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２章の規定により決定された都市公園の区域

３　条例第４条第１項第２号規定によるもの

(1) 次の各号に掲げる道路の両側にある石垣、擁壁及び土は

ア　都市計画法第５条の規定により指定された都市計画区域内の国道及び主要県道（条例第３条第１０号の規定により指定された区間を除く。）

イ　五島市福江城址の区域内の石垣、擁壁及び土は